

## 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為

法令名	罰条	主な内容
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第31条	拳銃等の発射
	第31条の2	拳銃等の輸入
	第31条の3	拳銃等の所持 拳銃等及び当該拳銃等に適合する実包等の加重所持等
	第31条の4	拳銃等の譲渡・譲受け・貸付け・借受け
	第31条の7	拳銃実包の輸入
	第31条の8	拳銃実包の所持
	第31条の9	拳銃実包の譲渡・譲受け
	第31条の11	拳銃部品の輸入 許可を受けた拳銃等の発射制限等
	第31条の12	拳銃等の輸入予備
	第31条の13	拳銃等の輸入資金提供
	第31条の15	拳銃等の譲渡・譲受け・貸付け・借受けの周旋
	第31条の16	拳銃部品の所持・譲渡・譲受け・貸付け・借受け 装薬銃砲の所持
	第31条の17	拳銃等認識物件の輸入・所持・拳銃実包との加重所持・譲渡・譲受け・貸付け・借受け 拳銃実包認識物件の輸入・所持・譲渡・譲受け 拳銃部品認識物件の輸入・所持・譲渡・譲受け・貸付け・借受け
	第31条の18	拳銃実包の譲渡・譲受けの周旋
第32条第1号	拳銃部品の所持・譲渡・譲受け・貸付け・借受けの周旋	